

が ます

**申告期間は
2月16日(木)~3月15日(木)です**

所得税・住民税申告の時期が近づいてきました。申告した内容は、住民税(市・道民税)だけでなく、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料・介護保険料・各種手当を計算する上での基礎資料となるものです。
税金のしくみを知って忘れずに申告しましょう。

税務署による確定申告

日時 2月16日(木)~3月15日(木) 9:00~17:00
場所 札幌北税務署(札幌市北区北31西7)

**ご注意
ください!**

※日曜日の2月19日・26日も受け付けます(土曜は休み)
※期間中は税務署の駐車場や周辺道路が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください

市役所による申告受付

相談時間 (午前の部) 10:00~11:30(市役所1階ロビーは9:15~) (午後の部) 13:00~16:00

受付日	場所	受付する収入の種類	受付できない収入の種類 ※税務署での申告となります
2月1日(水)~3日(金)	花川北コミセン(花川北3-2)	給与・年金収入 一時所得のみ	<ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収票の交付を受けていない方 営業や請負などの事業収入のある方 不動産収入のある方 報酬のある方 土地・株などの譲渡所得のある方 住宅借入金等特別控除の初年度
2月6日(月)	八幡コミセン(八幡2-332)		
2月7日(火)	弁天会館(本町9-1)		
2月8日(水)~10日(金)	花川南コミセン(花川南6-5)		
2月16日(木)~3月15日(木)(土日除く)	市役所1階ロビー		

**ご注意
ください!**

※花川北コミセン会場については、本年から税務署による確定申告出張相談が廃止されたため、大変混雑が予想されます。時間にゆとりを持ってお越しください
※厚田区・浜益区の申告は各支所で受け付けます
※2月1日(水)~10日(金)は、市役所ロビーでの受付ができません
※平成23年度市・道民税申告(住民税申告)を行った方には、市から案内はがきを送付していますが、確定申告をされた方にはお送りしていません。なお、案内はがきがなくても、申告会場で申告を受け付けることができます

平成23年の主な税制改正

■年金所得者の申告手続きの簡素化

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。ただし、この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告は例年どおりすることができます。

確定申告をする必要がない場合でも市・道民税(住民税)の申告が必要となります。市・道民税(住民税)の申告をしない場合、翌年度の市・道民税(住民税)が高くなる場合がありますので、ご注意ください。

■扶養控除・障害者控除の見直し

控除額

63万円 (45万円)	②上乗せ部分 25万円 (12万円) 【廃止】	特定 扶養親族	58万円 (45万円) 48万円 (38万円)	同居老親等加算	年齢
38万円 (33万円)	①年少扶養 親族 【廃止】	一般の 控除対象 扶養親族	一般の 控除対象 扶養親族	老人 扶養親族	
~15歳	16歳~18歳	19歳~22歳	23歳~69歳	70歳~	
控除対象扶養親族					
扶養親族					

※()の数値は住民税の控除額です(平成24年度の住民税から適用)

- 16歳未満の扶養親族の扶養控除が廃止されました。
- 特定扶養親族の範囲が「16歳以上23歳未満」から「19歳以上23歳未満」となりました。
- 上記の扶養控除の改正に伴い、扶養親族が同居の特別障害者である場合において、扶養控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者である扶養親族に対する障害者控除額が40万円から75万円に引き上げられました。



申告の準備はお早めに！

所得税・住民税の申告の始まり

確定申告書を自分で作成される方は・

- ◎札幌北税務署へ郵送または持参してください。
〒001-0031 札幌市北区北31西7-3-1
- ◎市役所1階15番窓口へ税務署へ引き継ぐための箱を用意していますが、税務署へ引き継ぐ時期が不定期のため、お急ぎの方は直接税務署へ提出してください。

国税電子申告・納税システム e-Taxイータックスをご利用ください

所得税などの国税をインターネットで申告・納税できるシステムです。「e-Tax」を利用すると、所得税額から最高4,000円の控除を受けることができます(平成19～22年分の確定申告で適用を受けた方は除く)。

利用方法 電子証明書等の取得や開始届出書の提出、電子証明書等の登録などの手続きが必要。

問合せ・ご相談

- ◎申告や住民税の課税について
税務課市民税担当 ☎72-3119
- ◎確定申告全般・所得税の還付について
札幌北税務署 ☎011-707-5111
〒札幌市北区北31西7
- ◎国民健康保険税について
国民健康保険課 国保賦課担当 ☎72-3123
- ◎後期高齢者医療保険料について
国民健康保険課障がい者・高齢者医療担当 ☎72-3125
- ◎障害者控除認定書・介護保険料について
高齢者支援課 ☎72-6121
- ◎障害者手帳等について
障がい支援課 ☎72-3194
- ◎国民年金保険料の控除証明書、公的年金等の源泉徴収票等について
日本年金機構 札幌北年金事務所
☎011-717-4115 〒札幌市北区北24西6

東日本大震災に係る義援金等の取り扱い

個人の方が、被災地方公共団体や特定の義援金配分委員会などに拠出されることが新聞記事、募金要綱または募金趣旨書等で明らかにされている義援金等を支出した場合、寄附金控除が受けられます。手続きには、義援金等を支出したことが確認できる書類(募金団体が発行する受領証または預り証、振込依頼書の控え、郵便振替の半券など)が必要です。

申告が必要な方

- ◆**年末調整をしていない**
年の途中で退職し、その後勤めていない方。
年の途中で退職し、再就職した事業所で前職分を含めて年末調整をしていない方など。
- ◆**医療費を自分自身や家族のために支払った**
平成23年1月1日～12月31日に支払った医療費から生命保険などの入院費給付金や出産一時金などを差し引いた額が、10万円か所得の5%のいずれか少ない金額を上回る場合、医療費控除が受けられます。
※税金を計算する上での所得控除ですので、支払った医療費が戻ってくるわけではありません
- ◆**家を新築、購入、増改築した**
平成23年中に入居した方で、一定の要件に該当する場合について、借入金等の年末残高の合計額を基に計算した金額を所得税額から控除します。
- ◆**生命保険等の満期返戻金などがあつた**
受け取った保険金の総額から、払い込んだ保険料等の金額を差し引いた金額が50万円を超える場合は申告が必要です。
- ◆**自営業、家賃・地代収入、土地・建物・株などの譲渡収入があつた**
確定申告が必要な場合があります。保険の外交員など報酬の支払調書をもっている方は、必要経費を申告しなければなりません。
※家内労働の特例(受け取った報酬から必要経費として限度額65万円を認める)もあります
- ◆**非課税収入(障害年金、遺族年金、労災保険、失業保険など)のみで生活している**
石狩市国民健康保険・介護保険に加入している方、障害者自立支援法の各種福祉サービスを受けている方、市営住宅に入居している方などは、住民税(市・道民税)申告が必要です。

申告に必要なもの

印鑑(認め印で可。スタンプ印は不可)、源泉徴収票の原本のほか、控除ごとに以下の書類が必要です。

各種控除など	必要な書類など
生命保険料控除	・生命保険料控除証明書(一般用・個人年金用)
地震(損害)保険料控除	・地震保険料控除証明書 ・平成18年末までに締結した長期損害保険の控除証明書
社会保険料控除	・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の領収書 ・国民年金保険料を納付している方は「国民年金保険料控除証明書」
障害者控除	・身体障害者手帳、療育手帳 ・認定書(介護保険の要介護認定のみでは対象になりませんので、高齢者支援課にご相談ください)
医療費控除	・医療費の領収書(人・病院ごとの医療費の合計金額を計算しておいてください。入院給付金などは支払った医療費から差し引かれますので、その金額も記入してください)
住宅借入金等特別控除	・年末残高証明書、税務署から交付されている「住宅借入金等特別控除証明書」 ※当該控除を受けるのが2年目以降の方に限ります ※初めて当該控除を受ける方は札幌北税務署にて申告してください
還付金が発生する方	・本人名義の振込先口座の分かるもの(預金通帳など)